

携帯電話の使用について

登下校中の地震等災害時および防犯のための対応の一つとして、児童の携帯電話の所持を条件付きで許可しております。

児童の携帯電話所持を希望される場合は、下記の【携帯電話所持・使用の規則】を遵守することを条件に、「携帯電話所持許可願」を、担任に提出してください。

- なお、電話番号等の変更もありえますので、毎年、年度初めに「携帯電話所持許可願」を担任に提出してください。 提出期限；2023年4月16日

記

I 携帯電話所持・使用の規則

児童が携帯電話を使用できるのは、登下校中に、地震等により利用中の交通機関が平常通り動かなくなり、車内に閉じこめられたり、駅構内や周辺で身動きが取れなくなったりした場合、登下校中に、不審者に襲われ、危険が迫っている場合（防犯用）、また教師の指示があった場合に限りです。

上記以外に使用した場合は、1回目は注意、2回目は警告を文書で示します。3回目以降は、お子様の携帯電話を学校で預かり、保護者の方に来校していただき、管理職から直接手渡しさせていただきます。

II 所持までの流れ

- ① 「携帯電話所持許可願」を担任に提出
- ② 担任が、児童が所持している「緊急対策カード」に許可印押印
※すでに押印されている場合はそのまま。
- ③ 携帯電話所持可

III その他

- ① 携帯電話の所持は、児童が、登下校中及び校内での携帯電話の自由な使用を認めるものではありません。携帯電話の所持・使用で、児童の生活リズムを乱したり、授業などの学習活動を中心とする学校生活に支障を来したりすることのないよう、ご家庭では携帯電話を管理するなどして、十分注意して下さい。

- ② 携帯電話のメーカー・機種は自由ですが、必要最小限の機能を備えたもので、児童が自分で操作できるものにしてください。また、携帯電話の使用上の問題、児童の生活への影響に関する問題は、ご家庭で解決していただきます。
- ③ 通話・メール以外の機能（SNS、インターネット、ゲーム、カメラ等）が付いている場合は、児童が使用できないように保護者の方が設定してください。
- ④ 携帯電話には、ストラップやシール等の飾りは付けないで下さい。なお、携帯電話に名前シールを貼ったり、保護ケースに入れるのは自由です。
- ⑤ 携帯電話は、ランドセルか緑バックに入れ、緊急時以外の通話は避け、緊急の時以外は取り出さないようにさせてください。

.....切り取り線.....

携帯電話所持許可願

国府台女子学院学院長 殿

学年・組 _____ 年 _____ 組

児童氏名 _____

所持する携帯電話の番号 _____

児童に規則を守らせた上、携帯電話の所持を許可願います。
規則に違反した場合は、携帯電話の所持・使用の規則に同意します。

提出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ 印